

令和7年度各種安全講習
三重建労鈴鹿支部等開催分のご案内
〔2025年4月～2026年3月〕

○申し込みから受講までの流れ○

1. 受講申込書類と受講料の提出

・受付開始日にご注意ください。**※電話予約はできません。**

2. 受講票の確認

・講習開始日の10日から1週間前にハガキで郵送します。

3. 受講当日

・受講開始時間までに、受講票に記載された持ち物・講習会場へお越し下さい。

☆受講される方が「**三重建労鈴鹿支部組合員**」は**随時受付**します。**三重建労他支部・組合未加入の方は講習開始日2ヶ月前から受付**となります。
☆**三重建労組合員はテキスト代が必要ありません。さらに「三重建労鈴鹿支部組合員」は修了後、鈴鹿支部から2,000円助成**があります。この機会に未取得の資格を取得しよう！

分類	講習名称	他支部 未加入 受付開始日	実施日程		日数	受講料	テキスト代	受講資格	主催	定員		
			学科	実技								
				1 班							2 班	
作業主任者 技能講習	足場の組立て等	5/7(水)	①7/5(主)～6(日)			2	8,800円	2,200円	※1) 満18歳からの実務経験が3年以上			
	石綿	6/23(月)	①8/23(主)～24(日)				11,000円	2,200円	18歳以上			
技能講習	玉掛け	4/7(月)	①6/6(金)～7(主)	6/8(日)午前	6/8(日)午後	2.5	17,600円	2,200円	修了日で18歳以上、半年以上の実務経験者	三重県 建設 労働組合 ※2		
		7/7(月)	②9/5(金)～6(主)	9/7(日)午前	9/7(日)午後							
	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5 t 未満)	3/17(月)	①5/17(主)～18(日)	5/24(主)	5/25(日)	3	23,100円	2,200円	修了日で18歳以上			
		8/18(月)	②10/18(土)～19(日)	10/25(土)	10/26(日)							
	高所作業車運転 (作業床の高さ10m以上)	3/10(月)	①5/9(金)	5/10(主)	5/11(日)	2	第1号 35,200円 第2号 37,400円	2,200円	18歳以上で次の免許・資格のいずれかを 取得されている方 第1号 ・移動式クレーン運転士免許 ・小型移動式クレーン運転技能講習 第2号 ・普通、準中型、中型、大型、大特の運 転免許 ・建設機械施工技術検定1級・2級(種不 問) ・フォークリフト運転技能講習 ・ショベルローダー等運転技能講習 ・不整地運搬車運転技能講習 ・車両系建設機械運転技能講習 「整地・運搬積込用及堀削用」 「解体用」「基礎工事用」いずれか	職業訓練 法人鈴鹿 建設職業 訓練協会	40	
			②9/19(金)	9/20(主)	9/21(日)							
		9/22(月)	③11/21(金)	11/22(土)	11/23(日)							
各種教育 特別教育	職長・安全衛生責任者教育	4/28(月)	①6/28(主)～29(日)			2	8,800円	2,200円		50		
	フルハーネス型墜落制止用器具 (6時間)	3/3(月)	①4/13(日)	4/13(日)		1	6,600円	1,100円		18歳以上	三重県 建設 労働組合 ※2	40
		7/1(火)	②8/31(日)	8/31(日)								
		丸のこ等取扱い作業従事者教育	8/5(火)	①10/5(日)	10/5(日)			5,500円	1,100円			

※1) 18歳未満は年少者労働基準規則により足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に就くことが禁止されています。受講資格を満たすため、平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合は「足場の組立て等の業務に係る特別教育修了証等(写し)」を添付してください。平成29年7月1日以降は足場の組立て等の業務に係る特別教育修了日の翌日以降の経験日数のみ作業経験年数に算定します。平成27年7月1日付法改正によって、平成27年7月以降の従事者も特別教育修了証等の添付が必要となる場合がございます。

※2) 適格請求書発行事業者

○申し込みは、建労窓口にて指定の「受講申込書」「印鑑」「受講料」「顔写真2枚(3cm×2.5cm)」、受講される方の運転免許証または住民票の写しをお持ちください。さらに高所講習は「受講資格証明の写し(運転免許証等)」、玉掛け講習は「玉掛け補助作業の実務経験証明」、足場講習で特別教育修了後の経験を算定する方は「足場の組立て等の業務に係る特別教育修了証明(特別教育修了証等)」をお持ちください。

○雇用保険被保険者は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し」、一人親方労災加入者は「加入証明書(任意様式)」を提出お願いします。

○講習受付は三重建労鈴鹿支部組合員(鈴鹿建設労働組合組合員)のみ随時しています。他支部・組合員外の場合は講習開始日2ヶ月前からの受付となりますのでご注意ください。事務の都合上、受講日2週間前または定員になり次第受付を締め切ります。

○講習開始後の遅刻、早退、欠席は法令により失格となります。テキスト、試験は日本語です。日本語で読み書きできることが必要です。

○講習日から1ヶ月以内のキャンセルは、受講料・テキスト代の返金できません。講習日の変更もお断りします。

○開催する講習は、主催者の都合により開催の中止又は延期させていただくこともありますのでご理解・ご協力をお願いします。(例：感染症の拡大防止、悪天候等で開催が困難な時、受講生が15人未満で中止など)

鈴鹿建設職業訓練協会の登録内容について

登録をうけた労働局 三重労働局	技能講習の種類 高所作業車運転技能講習	登録番号 第41-6号	登録の有効期間の満了日 令和12年3月31日
--------------------	------------------------	----------------	---------------------------



※三重建労組合員は、全建総連技能者育成基金制度で平成30年4月以降に作業主任者技能講習修了すると報奨金が支給されます。詳しくは所属の三重建労各支部までお問合せください。 三重建労鈴鹿支部・鈴鹿建設労働組合(職業訓練法人鈴鹿建設職業訓練協会) ☎059-382-1521